

畜産高度化支援リース事業（通常リース）の手引き

平成26年4月

一般財団法人 畜産環境整備機構

畜産高度化支援リース事業（通常リース）の手引き

目次

	頁
I 畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）	1
II 貸付申請等の様式記入例	
1 経営リース	
（1）貸付申請書の記入例	15
① 事例1の記載方法	18
② 事例2の記載方法	26
（2）貸付申請書の提出に当たって確認する書面	33
2 食肉リース	
（1）貸付申請書の記入例	35
事例3の記載方法	38
（2）貸付申請書の提出に当たって確認する書面	45
3 生乳リース	
（1）貸付申請書の記入例	47
事例4の記載方法	50
（2）貸付申請書の提出に当たって確認する書面	58

I 畜産高度化支援リース事業留意事項(通常リース用)

平成25年4月 8日25環機第208号 制 定
平成26年3月31日26環機第177号 一部改正

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。)に定める経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。

なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。

1 共通事項

- (1) 貸付施設等の範囲は、実施要領の別表(以下「別表」という。)1から3の項目及び品目欄に記載された施設・機械・装置等になります。項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者にお問い合わせ下さい。
- (2) 貸付対象施設等における施設・機械・装置等は、現に一般に販売等されているもので、実証展示的なもの(原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通して正常に稼働すると判断できないものをいう。)は、貸付けの対象にはなりません。
- (3) 貸付申請時において、満70歳を超える個人の貸付申請者が、構築物等貸付期間の長期に亘る貸付施設等の申請を行う場合は、後継者の有無を勘案して貸付けを決定します。

2 貸付対象施設等の範囲について

(1) 経営リース

ア. ダンプカー、トラック又は軽自動車のおおりを嵩上げ必要な場合、その設置経費も本事業のリース対象になります。

なお、嵩上げをするにあたっては、当該運搬車に記載されている積載荷重を厳守願います。

イ. トラクター等汎用性の高い貸付施設等を希望する場合、実施要領の別表1の項目に即した利用を満たす必要があります。

ウ. 特認施設等は、実施要領の別表1の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等であって、実施要領の第1の2の(1)のアの(エ)に定める要件に該当するものになりますが、希望する施設等が特認施設等に該当するかどうかは、あらかじめ当機構の担当者に問合せください。また、(エ)の。の6次産業化に関するものについては、乳製品製造販売等や食肉加工販売等に必要なのが対象になります。

なお、特認施設等の貸付申請に際しては、その効果及び必要性を記載した書面及び必要性を記載した書面及び都道府県畜産主務課長の意見書の提出が必要となります。

(2) 食肉リース

ア. BSEその他の疾病対策等衛生基準の高度化等のために必要な機械・施設等は、冷蔵・冷凍車(軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(車台、軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(コンテナ、軽車両を含む。)、洗浄機、室内衛生管理機器、内臓処理機、残毛処理機に限定されます。なお、室内に設置する殺菌装置は、室内衛生管理機器、牛枝肉

懸垂車は冷蔵冷凍車として、衛生管理機械に含めることができます。

イ. 食肉販売店に貸付けできる貸付施設等は、別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

ウ. 食肉センター等に貸付けできる貸付施設等は、別表2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

(3) 生乳リース

ア. 貸付施設等は、集送乳の合理化等のために必要な施設等に限定されます。

イ. 貸付けの対象となるものは、指定生乳生産者団体等が生乳を集送乳するのに必要とするもの又は指定生乳生産者団体等から配乳を受けた乳業メーカー等が、当該生乳を冷却又は滅菌するための貯乳施設、乳成分等分析検査機器等に限定されます。なお、乳業メーカー等が当該生乳以外の生乳について集送乳等の合理化等を図るために必要な施設等は、貸付けの対象にはなりません。

3 借受者の範囲等について

(1) 経営リース

ア. 直接リース方式で貸付けできる者は、①農業の振興を目的とする団体等、コントラクター等(別表5の1のaの(h)又は(i)については、要件に適合することが確認できる書面、又、同bについては、法人化や規模拡大等を確認できる総会等の議事録を添付してください。)、及び堆肥センター(別表5の2のfについては、団体を構成する養畜を行う者について、その畜種別の明細を添付してください。)、②養畜の事業を行う畜産農業者(要領第1の2の(1)のイの(イ)の a の(a)及び(b)の要件を満たす必要があります。)、③養畜の事業を行う法人(中小法人)、④農協等が議決権の過半数を持つ株式会社、⑤集団(①、②、③、又は⑤を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。)

イ. 間接リース方式で貸付けできる者は、アの①とし、その構成員等(一般社団法人又は一般財団法人の構成員等は除く。)又は②から④の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。

ウ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年度、役員会、総会等が定期的開催されており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、貸付施設等の利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

(2) 食肉リース

ア. 別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④社団法人日本畜産副生物協会、⑤社団法人日本市場卸売協会であって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、上記の法人のうち③を除く法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

イ. 別表2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①都道府県の全部又は一部の区域を地区とする農協連、②国又は振興機構の補助事業により整備された施設を有する法

人(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)、③②を除く中小法人、④財団法人日本食肉生産技術開発センターであって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、①及び④の直接又は間接の組合員等であって、同施設等を自ら使用する場合には限られます。

(3) 生乳リース

ア. 中小法人への貸付けは、広域指定生乳生産者団体等又は農業協同組合等から生乳の集送乳等業務を受託して当該業務の委託契約を締結し、理事長が認めた場合に限ります。

イ. 牛乳販売店が構成員となっている商工組合、牛乳の流通に関する団体又はその構成員に貸付けできる貸付施設等は、宅配専用車、自動販売機等販売機器、経営管理機器になります。

ウ. 農協等が議決権の過半数を持つ株式会社は、借受団体となれませんので、貸付施設等の再貸付はできません。

4 リース契約等の方式について

(1) 直接リース方式の貸付契約は、機構と借受者との間で貸付契約を締結します。

この方式においては、借受者の直接又は間接に所属する団体が受託団体として、機構の業務を受託することになります。

(2) 間接リース方式は、機構と借受団体とで貸付契約を締結しますが、ほぼ、同じ内容で最終リース団体と借受者においても再貸付契約を締結することになります。

この方式は、機構が借受団体に委託した業務を、借受団体から借受者の直接又は間接の所属団体である最終リース団体に再委託することになります。

5 貸付期間について

(1) 貸付施設等の貸付期間は、別表1から3の「貸付施設等及びその貸付期間」の貸付期間欄の年数になります。

(2) 貸付期間(法定耐用年数)の短縮又は延長を希望する場合、実施要領別紙様式の様式1号から3号の「貸付期間の短縮又は延長」の欄に記載することにより、短縮又は延長ができます。

(3) 貸付期間の短縮については、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の70/100(端数切捨て)、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の60/100(端数切捨て)の期間までとします。

(4) 貸付期間の延長については、法定耐用年数の120/100(端数切上げ)の期間までとします。なお、理事長が特に必要と認める場合は、20年を限度として、当該必要とする年数まで認められます。

(5) 法定耐用年数の異なる複数種類の貸付施設等(動産総合保険対象施設等に限る。)を借り受けるときは、借受者が申請手続きをすることにより、それぞれの貸付施設等の法定耐用年数を加重平均することにより、統一した貸付期間とすることができます。

6 貸付料について

(1) 貸付料の支払いについては、年1回又は年4回(3ヵ月毎)支払いの二方法があります。

(2) 貸付料の算定方法

貸付料の年額＝基本貸付料の年額＋附加貸付料の年額＋消費税額及び地方消費税額(以下「消費税」という。)相当額

- ・基本貸付料の年額＝(貸付施設等の取得価額－譲渡価額)÷貸付期間
- ・取得価額＝購入価額(消費税抜き価額。千円単位とする。)
- ・購入価額＝支払対価の額－消費税
- ・譲渡価額＝取得価額×10%

- (3) 附加貸付料の年額＝[貸付施設等の取得価額－(譲渡価額＋前年度までに納入した基本貸付料の額)]×理事長が定めた料率(基準料率)
- (4) 消費税＝基本貸付料の年額×5%
なお、譲渡価額にも5%の消費税が課せられます。
- (5) 初回の貸付料について
年1回払いにおける初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため、年間リース金額の1/3(4ヶ月分)になっております。残りの2/3(8ヶ月分)については、最終回の貸付料になります。
- (6) 貸付料の年4回払いを希望する場合
年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書(実施要領別紙様式1号の1及び1号の2又は別紙様式の2の2の様式1号の1及び1号の2の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入してください。
この場合、貸付申請者及び借受団体又は受託団体(以下借受団体等)という。)は、4回払いすることについて、事前に調整してください。

7 貸付施設等の譲渡について

- (1) 貸付期間を満了したときは、譲渡代金(消費税額を含む。)の納入をもって借受者等に貸付施設等が譲渡され、所有権が移転します。
- (2) 車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、機構から借受者等への所有権移転手続きが必要となる委任状、理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借受団体等あて送付しますので、速やかに手続きを執って下さい。

8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

- (1) トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等にあつては、必ず、車両登録をして下さい。
- (2) 車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、理事長の印鑑証明等書類は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は機構、使用者は借受者として登録して下さい。
- (3) 自動車税については、借受者が納入することになっていますので、可能な限り所管する自動車税事務所から所定の納税管理人を指定する申告書を入手し、当該申告書に借受者が記名、押印した上で機構に提出し、納税者が借受者になるよう手続きをお願いします。

9 保険の加入について

- (1) 動産総合保険以外の保険の加入
 - ア. 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、借受者が保険に加入します。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、継続となる契約になります。
 - イ. 借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の

写を送付します。

ウ. 借受団体等は、損害保険等に加入しない借受者に対し、損害保険等に加入しない理由を求めるものとし、その理由を機構に報告します。なお、その求めにも応じない場合には、契約解除を求めることとなります。

(2) 動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保険に加入します。

10 貸付施設等の維持管理等

(1) 維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとします。また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じて下さい。

(2) 借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「機構の許可が必要な改造の考え方について」(平成23年5月17日制定)に基づき行って下さい。

11 事故の発生の場合の措置について

(1) 貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障状況報告書」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告して下さい。

(2) 動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、「畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月29日20環機第838号)第4の3の規定に基づく「貸付施設等事故報告書」を提出して下さい。また、機構は、借受者からの「貸付施設等事故復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払います。

(3) 動産総合保険に係る事故以外の事故については、(2)の「貸付施設等事故報告書」に準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出して下さい。

12 災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について

(1) 貸付料の免除

ア. 借受者は、災害、事故、故障、行政機関の命令、自己の都合その他いかなる理由で貸付施設等を使用せず、又は使用することができなかった場合でも、貸付料の支払いの責任を免れることができません。

イ. しかしながら、阪神大震災、東日本大震災のような著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認められる場合には、特例の措置として被災時点以降の貸付料を免除することがあります。

(2) 貸付料の徴収の繰延、猶予

貸付料の徴収の繰延又は猶予については、「家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領」、「東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について」、「東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領」に基づき手続等を行います。

13 貸付けの申請について

(1) 貸付施設等の選定

ア. 貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、原則として三者の見積合わせを行う等価格競争原理を導入し、価格を低くするよう努めてください。見積合わせに際しては、自らが希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて十分検討して、できる限り低コストなものを選定するとともに、検討の結果を踏まえて見積合わせの条件を設定し、販売業者等に当該条件を説明の上、実施してください。

なお、販売業者等が作成する見積書については、「販売業者等との売買事務手続き等について(詳細版)」を参考にしてください。

イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行ってください。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

(2) 貸付申請書

貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあつては所属する団体(受託団体)に、間接リースにあつては所属する団体(借受団体又は転貸借受団体)に提出し、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出します。なお、受託団体は、様式例3の「畜産高度化支援リース事業貸付申請の提出について(進達)」に基づき機構に進達します。この場合、貸付申請額が5百万円未満の申請(補助付きリース事業を除く。)又は貸付申請者が全国団体である場合(実施要領第3の4の(2)のアの(エ)の規定の適用を除く。)は、都道府県主務課長の意見は任意ですので、直接、当機構へ提出しても構いません。

ア. 借受団体等の審査

(ア) 借受団体等は、貸付申請書に記載された貸付対象施設等及び貸付申請者の要件を審査し、様式例1-1~3の「畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表」を作成します。また、貸付申請者が「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成23年3月31日付け23環機第219号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。)記の1の(2)から(6)に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

(イ) 貸付申請者の長期借入金等の売上高に対応する割合が5割を超える場合、「円滑な実施の確保について」の別紙2「長期借入金等負債の償還計画」の提出が必要となります。この償還計画は、貸付け後において、貸付申請者の貸付料等の納付に支障がないことを判断する重要な書面となりますので、正確に記入するよう指導してください。

(3) 貸付申請書の添付書類

ア. 貸付申請に係る審査表(借受団体等が作成)

イ. 貸付希望施設等の見積書(貸付申請者)

ウ. 貸付希望施設等のカタログ等(図面等の場合は、原本証明が必要)(貸付申請者)

エ. 貸付申請に追加で必要となる場合

(ア) 長期借入金等が売上高の5割を超えるとき

「円滑な実施の確保について」別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」

(イ) 貸付申請額が3千万円から1億円(食肉リースは1千万円から3千万円)未満の

場合

- 貸付施設等を導入後の経営状況報告書(「円滑な実施の確保について」の別紙3)
- (ウ) 貸付申請額が1億円(食肉リースは3千万円)以上の場合
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(「円滑な実施の確保について」の別紙3)及び事業計画書(「円滑な実施の確保について」の別紙4)
- (エ) 貸付希望施設が構築物である場合
当該貸付施設等を設置するための必要な法的手続きに関する調書(様式例2の「貸付施設等を設置するために必要な法的手続きに関する調書」)
- (オ) その他の提出書類等
申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類

14 貸付けの決定と貸付契約の締結等について

- (1) 借受者との貸付契約及び販売業者等との貸付施設等の売買契約書の契約日は、同一日とします。
- (2) 機構は、貸付決定後速やかに、契約内容を記載した貸付契約書を借受者等に、貸付施設等の売買契約書を販売業者等にそれぞれ送付します。
- (3) 貸付施設等が請負工事を伴う物件である場合、販売業者等は、機構から送付する売買契約書に、印紙税法に基づく額の収入印紙を貼付し、機構に提出します。
- (4) 貸付施設等の所有権が機構に移転するまでの間における販売業者等の倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険については、関係する直接の当事者である借受者又は借受団体等及び販売業者等との間において解決することになります。

15 貸付施設等の納入及び検収について

- (1) 貸付施設等の検収の実施
 - ア. 貸付施設等の引渡検査は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」(平成20年9月29日20環機第837号)及び販売業者等に通知した「販売業者等の売買事務手続き等について」に基づき実施します。
 - イ. 借受団体等の検収実施者は、機構が販売業者等に発注した貸付施設等が、仕様書等どおりに設置等されていることを検査します。
 - ウ. 機構は、貸付施設等の検収に当たって、借受団体等に検収の実施を委託しますので、借受団体等は、借受者及び販売業者等の立会の下、設置場所で検収を行います。
 - エ. 同一の貸付契約における複数の貸付施設等の検収は、原則として同一日で行って下さい。
 - オ. 貸付施設等のうち、ダンプカー、ミルクタンクローリー、冷蔵・冷凍車など車両の検収日については、車両登録日になります。この場合の検収は、なるべく車両登録後、速やかに実施して下さい。
 - カ. 車両については、検収時に自動車保険への加入を「損害保険加入確認書」(「畜産環境整備機構損害保険要領」別紙様式第1号)により確認して下さい。
 - キ. 直接リースにおいて、受託団体を経由せず、直接機構に申請がなされた契約に係る貸付施設等の引渡の立会は、原則として、機構が行います。
- (2) 貸付施設等検収報告等
 - ア. 借受団体等は、検収において、貸付施設等が仕様書等に合致し適切である場合

は、検収を終了します。

イ. 借受者は、借受団体等の検収が終了したときに、貸付施設等の引渡を受けるものとし、貸付施設等設置確認書を販売業者等に交付します。

ウ. 販売業者等は、イにおいて貸付施設等の引渡が完了したときは、貸付施設等設置確認書と貸付施設等の代金請求書を添付し、機構に提出します。

エ. 借受団体等は、検収についての調書を記載した「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」に基づく貸付施設等検収報告書を機構に提出します。

16 貸付契約の変更等について

(1) 貸付契約の変更

ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに、機構が別に定める様式に従い、変更承認依頼文書等を作成し機構に提出して下さい。

イ. 貸付契約は、原則として貸付期間中の解約はできません。ただし、借受者から申し出のあった解約理由を考慮し、機構が解約理由をやむを得ないと認めたときは、機構の条件(精算額、精算額納入期限等)を了承の上、解約することができます。やむを得ない理由とは、原則として、借受者の廃業とします。

(2) 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継(借受者の変更)を申請する場合、変更後の借受者(「引受者」という。)が実施要領上に定められた資格要件を満たすとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の(1)から(6)に該当しないことを確認して下さい。

(3) 上記の申請は、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出して下さい。

17 実施要領において定められている様式以外の様式例について

実施要領に基づく申請、契約、報告、届出等の様式は、実施要領及び実施要領に基づく細則等に定めるもののほかは、機構が別に定める様式例により行うものとする。

18 その他

貸付施設等は、借受者の資産に計上され、毎年減価償却により費用計上して経理処理します。

附 則

1 この留意事項は、平成25年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この留意事項の制定に伴い、畜産環境整備リース事業の留意事項(平成23年5月11日23環機第356号)、食肉販売等合理化施設整備リース事業の留意事項(平成23年5月11日23環機第356号)、生乳流通効率化支援リース事業の留意事項(平成23年5月11日23環機第356号)は廃止する。

附 則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

畜産高度化支援リース事業留意事項(通常リース)の様式例一覧

様式例 番号	様 式 例
1-1	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表(経営リース)
1-2	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表(食肉リース)
1-3	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表(生乳リース)
2	貸付施設等を設置するために必要な法的手続きに関する調書
3	畜産高度化支援リース事業貸付申請の提出について(進達)

様式例1-1

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(経営リース)

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名
部課名電話番号
氏名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付けできない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名					
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		適 ・ 否			
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		適 ・ 否			
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(1)から(6)に該当しないこと。		該当せず ・ 該当する			
項目			年度	年度	年度	
飼養家畜の生産性	酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量(品種:)	kg	kg	kg	
		養豚	繁殖	母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭
	一貫		母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
	肥育		出荷豚1頭当たりの飼料要求率			
	肉牛経営	繁殖	繁殖牛の分娩間隔(月又は日)			
		一貫	繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重(月(日)又はkg)			
		肥育	出荷牛平均の1日平均増体重(品種:)	kg	kg	kg
	採卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)				
	肉用鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷鶏平均)				
	収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。				○ ・ ×
3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)						
・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。				○ ・ ×		
・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。				○ ・ ×		
・ 農業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。				○ ・ ×		
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構が定める「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術」に基づいて設計されていることを畜産環境アドバイザーの確認を受けた。			○ ・ × ・ 該当なし			
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			確認 ・ 未確認			
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		適 ・ 否			
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)		適 ・ 否			

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式例1-2

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(食肉リース)

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名
部課名電話番号
氏 名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名		
	貸付申請者は、貸付申込者の要件を満たしているか。	適	否
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。	適	否
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(2)から(6)に該当しないこと。	該当せず	該当する
過去の機構リース 利用等実績	申請者	利用したことがある ・ 利用したことがない	
	貸付施設等販売業者	取引がある ・ 取引がない	
収益性の 分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。	○ ・ ×	
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)		
	・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。	○ ・ ×	
	・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。	○ ・ ×	
	・ 営業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。	○ ・ ×	
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			確認 ・ 未確認
添付資料	1千万円から3千万円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書	適 ・ 否	
	3千万円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)	適 ・ 否	

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式例1-3

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(生乳リース)

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名
部課名電話番号
氏 名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名	
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。	適 ・ 否
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。	適 ・ 否
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(2)から(6)に該当しないこと。	該当せず ・ 該当する
収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。	○ ・ ×
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)	
	・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。	○ ・ ×
	・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。	○ ・ ×
	・ 営業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。	○ ・ ×
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類		確認 ・ 未確認
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書	適 ・ 否
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書 (連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)	適 ・ 否

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式例2

平成 年 月 日作成

貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

1 建築確認

- (1) 貸付対象施設の構造(木造又はそれ以外)
- (2) 貸付対象施設の面積
- (3) 設置場所に係る地域指定等(都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること)
- (4) 建築確認の必要性(必要又は不要)

2 農地転用

- (1) 設置場所の現況地目
- (2) 農地転用許可の必要性(必要又は不要)

3 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること。

様式例3

(受託団体→(県経由)→機構)

第 〇〇〇〇 号
平成〇年〇月〇日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体 (〒)住 所
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受託団体名 〇〇〇〇協同組合連合会
代表者氏名 〇 〇 〇 〇 印

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ、適当と認められますので、貴機構との業務委託契約書に基づき進達します。

記

1 貸付申請者及び貸付希望施設等

貸付申請者からの貸付申請書(別紙様式)のとおり

2 検収を委任する場合の相手先

(1)業務委託 (〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)

(2)検収委任 (〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)

3 添付書類

(1)貸付申請書一式

(2)その他関連する書類

Ⅱ 貸付申請等の様式記入例

1 経営リース

(1) 貸付申請書の記入例

次の例示により、貸付申請等の記載方法を解説します。

区 分		貸付申請者の前提条件	
		事例 1（貸付申請者が個人）	事例 2（貸付申請者が法人）
申 請 者	屋号又は法人名	港牧場	虎ノ門畜産（有）
	経営者又は代表者	虎ノ門 一郎（63歳）	神谷 太郎
	後継者	有り	—
経営状況	経営形態	酪農	酪農
	飼養頭数・規模等	搾乳牛30頭・育成牛20頭	搾乳牛70頭・育成牛30頭
	取扱量・販売金額等	9,200kg/頭	9,500kg/頭
	労働力	3人（家族労働3人）	3人（家族労働3人）
	田 畑	田1ha・畑1ha・草地6ha	田1ha・畑1ha・草地6ha
貸付希望施設等	名 称	換気扇（インバータ付き）	換気扇（インバータ付き）
	能 力	インバータ方式 型式NK-14FRB、NK-14EZB	インバータ方式 型式NK-14FRB、NK-14EZB
	購入価額（円、税 抜）	3,100,000	3,100,000
	利用方法	畜舎内環境改善	畜舎内環境改善

① 事例1（貸付申請者が個人の場合）の記載方法

別紙様式の1

申請書を作成した
日を記入

平成26年5月20日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (畜産環境整備リース事業)

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

現住所を記入

○名称
屋号があれば、その名称
○氏名等
申請者名を記入

貸付申請者 (〒)住所又は所在地
〒1050001 港区虎ノ門 5-12-1

ふりがな みなとぼくじょう
名称 港牧場

○アドレス
・メールアドレスを保有していれば、そのアドレス
・ホームページを開設していれば、そのアドレス

ふりがな とらのもん いちろう
氏名等 虎ノ門 一郎
電話番号 03-321-7654



この貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要
請規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項についてはこれを誓約します。

申請者の経営規模・状況等を簡潔に
記入

1 貸付申請者の状況等

(記入例)

現在、乳牛50頭規模の酪農を経営。経営状況は、24年度までの3年間連続して所得が赤字でしたが、25年度は黒字になりました。今後、良質な生乳を生産することにより、経営の安定を図りたい。

貸付申請施設等の導入の理由及びの効果等を簡潔に記入

2 貸付希望施設等

(補助付リース事業にあつては、事業効果について記述のこと。)

(記入例)

現在、畜舎を開放して温度を下げているが、夏場において畜舎内の温度が上昇し、乳量等に影響が出ています。このため、夏場の乳量を確保し、良質な生乳を生産するために、換気扇の導入が必要になる。

3 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

※ 様式1号の1(個人用)または様式1号の2(法人、集団用)を添付してください

様式1号の1

1 貸付申請者

氏名・年齢 虎ノ門 一郎 (63歳)

後継者の有無 有 (申請者との関係)、●

経営継続の確認 (記入例) リース期間中は、経営を継続します。

農協等への加入時期 大・●・平 62年 4月

労働力(従業員数) 3人(家族労働 3人、雇用労働 0人)

家畜家さん等の種類

種類	申請時(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)
乳牛 経産牛	32	30	29
育成牛	20	20	20

田畑等の面積 田 1ha、畑 1ha、草地 6ha

直近の経営状況

項目	25年度(千円)	24年度(千円)	23年度(千円)
収入金額①	30,418	27,162	26,692
経費②	26,311	28,013	27,766
差引金額③=①-②	4,107	△851	△1,074
繰戻額等④	0	0	0
繰入額等⑤	1,800	1,800	1,800
青色申告控除額⑥	100	0	0
所得額⑦=③+④-⑤-⑥	2,207	△2,651	△2,874
長期借入金等負債の額⑧	19,350		
負債等の割合⑨=⑧÷①	64%		

注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合は、畜産経営を継続する旨を記述すること。

注2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。

注3 家畜家さん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未經産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入すること。

注4 直近の経営状況については、所得税青色申告決算書(損益計算書(収入金額の内訳等を含む。)、貸借対照表)に所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)を添付のこと。(確定申告等の内容が正確に把握できる資料があれば、それらの資料でも可)

注5 取得額(消費税込み)が3千万円を超える場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。

注6 長期借入金等の額は、貸借対照表の固定負債の総額と純資産額の繰越損金等額との合計とする(以下同じ。)

- ・リース物件ごとに記入
- ・複数台数を一括して申請する場合は、備考欄にその明細を記入する
- ・貸付対象施設等の名称は、実施要領別表の貸付施設等の名称を記入
- ・本体価額は税抜きで千円単位

2 貸付申請施設等

リース物件の名称	換気扇			合計
①本体価額	3,100,000 円	,000 円	,000 円	3,100,000 円
消費税額(円単位)	248,000 円	円	円	155,000 円
合計(円単位)	3,348,000 円	,000 円	円	3,348,000 円
②補助金額	,000 円	,000 円	,000 円	,000 円
③取得価額(①-②)	3,100,000 円	,000 円	円	3,100,000 円
備考欄(台数が複数の場合は明細)	NK-14FPB 5 台 NK-14EZB 5 台			
販売業者等	名称	港機械(株)	設置する場所の住所を正確に記入	
	電話	03-999-1234		
銘柄又は製造業者等	松下ナベック			
型式・面積・容積				
設置場所(車両の保管場所)	港区虎ノ門 5-12-3			
車両保険加入の有無	有・無			
貸付期間の短縮又は延長(理由)	7年→4年	年→年		
(記入例) 資金計画の都合により償還を早めたい				
貸付対象施設等の利用方法(用途)				
(記入例) 畜舎内に設置することにより、夏場の温度を引き下げる。				
附加貸付料率低減の申請	リース物件の用途を簡潔に記入			附加貸付料低減を申請する場合は、実施要領の第3の4の(2)のアの該当する項目の条項を記入
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、 <u>基準料率より低減した附加貸付料率の適用</u> をお願いします。				
実施要領第3の4の(2)の <u>アの(ウ)</u> に該当				
希望する納入方法にチェックを入れる				
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) <input checked="" type="checkbox"/> 年1回払い <input type="checkbox"/> 年4回払い				

・貸付期間の短縮又は延長を希望する場合、希望年数及び理由を記入
短縮は、耐用年数が10年未満は70%まで、10年以上は60%まで可能、1年未満切り捨て
延長は、耐用年数にかかわらず120%まで可能(補助付リースは不可)、1年未満切り上げ

車両のほか、公道走行するトラクター等について、加入の有無を○印

リース物件の用途を簡潔に記入

附加貸付料低減を申請する場合は、実施要領の第3の4の(2)のアの該当する項目の条項を記入

希望する納入方法にチェックを入れる

注 1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。

2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、**認定書面の写**を添付すること。

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については**原本証明**を行ったもの)等
- (2) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる**書面**
- (4) 複合経営である場合は、他の**経営の収入等**の明細等

貸付料率の引き下げを希望する者は、忘れずに添付

設計図書のみ必要

不動産所得等

収入金額に対する負債等の割合が5割を超える場合は、長期借入金等負債の償還計画、申請額とリース債権残高を合わせて3千万円を超える場合は、経営計画、事業計画等

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(経営リース)

受託団体等が作成

平成26年5月25日

一般財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

審査表を作成した担当者
の記名・押印

所属団体名 港酪農業協同組合
部課名 電話番号 03-3459-6300
氏名 環境 一郎



下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付けできない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

選択するものについては、各項目ごとに、必ず該当するものを○で囲む

記

要件等	申請者名		虎ノ門 一郎			
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		○ ・ 否			
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		○ ・ 否			
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」の(1)から(6)に該当しないこと。		○ 該当せず ・ 該当する			
		項目	25年度	24年度	23年度	
飼養家畜の生産性	酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量(品種:ホルスタイン)	9,200 kg	9,000 kg	8,900 kg	
	養豚	繁殖	母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
		一貫	母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数			
		肥育	出荷豚1頭当たりの飼料要求率			
	肉牛経営	繁殖	繁殖牛の分娩間隔(月又は日)			
		一貫	繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重(月(日)又はkg)			
		肥育	出荷牛平均の1日平均増体重	kg	kg	kg
	採卵鶏	飼料要求率(50%産卵日又は出荷鶏平均)				
	肉用鶏	飼料要求率(餌付けから49日又は出荷鶏平均)				
	収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。				○ ・ ×
3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)						
・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。				○ ・ ×		
・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。				○ ・ ×		
・ 農業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。				○ ・ ×		
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構の設計・審査技術に基づいて設計されていることを受けた。		必要な添付書類を確認の上、○を付す	○ ・ × ・ 該当なし			
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類		確認 ・ 未確認				
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		申請額とリース債権残高と合わせて3千万円(税込)を超える場合に作成			
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)					

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

長期借入金等確認書

所得税青色申告決算書の貸借照表において、借入金等が確認できない場合に、受託団体等の担当者が作成

申請者名を記入

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表の要件等のうち、**虎ノ門太郎**の平成25年度末現在の借入金等残高は、下記のとおり、**19,350,000円**であり、平成25年度売上高**30,418千円**に対し、5割を**上回る**ことを確認しました。

青色申告決算書の収入金額又は法人決算書の売上高を記入

「下回る」もしくは「上回る」を記入

受託団体等の確認・作成者が記名押印

平成26年5月25日

港酪農業協同組合

環境 一郎



- ・法人の場合は、決算書の貸借対照表の固定負債の額のうち、長期未払金等とする
- ・本人や親族又は役員等からの借入金についても記載し、返済の有無についても記載する

借入金融機関	償還期間	当初借入金額	残高
日本政策金融公庫	平成22年～30年	20,000,000円	15,250,000円
日本政策金融公庫	平成20年～30年	3,000,000円	1,100,000円
経営者本人貸し	経営者本人貸しのため返済計画なし	3,000,000円	3,000,000円
合計		26,000,000円	19,350,000円

長期借入金等負債の償還計画

1 リース事業名 借入先 融機関を全 て記入	2 借受者名	25年度末残高	資金名	借入金等の用途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還													
							26年度	27年度	28年度	29年度	30年度									
1	リース事業名 : 畜産高度化 借受者名 : 虎ノ門一郎																			
		直近決算における借入金残高を記入	負債等の割合が5割を超える場合に提出が必要 資金名は正式名称を記入	借入時の利率又は変動利率の場合は、直近の利率を記入	借入年から最終年までを記入															
		25年度末残高	資金名	借入金等の用途	利率	償還期間	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度									
長期借入金	借入先 融機関を全 て記入	経営者本人等 の貸付けについ ても記載し、返 済予定の有無 を記載	スーパール	設備資金	1.00%	平成22年 ~ 平成32年	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180									
	日本政策金融公庫		スーパール	運転資金	1.00%	平成20年 ~ 平成30年	300	300	300	300	300									
	経営者本人貸付(返済なし)	3,000																		
	当機構の既 貸付契約の リース料残 高を記入	19,350		直近の確定申告書日第一表の「本年分で差し 引く繰越損失額」の額を記入			2,480	2,480	2,480	2,480	2,480									
	当機構の既 貸付契約の リース料残 高を記入	3,605		②の額を5年で除し、その額を 各年度に振り分けて記入。なお、 返済計画がある場合は、その 額を記入。この場合、返済計画 を提出			721	721	721	721	721									
	当機構の既 貸付契約の リース料残 高を記入	515		経営リース	1.80%	平成23年 ~ 平成30年	108	107	106	105	89									
	上記リース債権の残額④			経営リース			407	300	194	89	0									
	小計⑤=①+②+③	23,470		今回申請の貸付施設等の総額 (税込、附加貸付料込)を記入			3,309	3,308	3,307	3,306	3,290									
	今回貸付申請額⑥	3,289		経営リース	0.50%	平成26年 ~ 平成29年	249	745	741	1,228	326									
	上記リース債権の残高⑦			換気扇			3,040	2,295	1,554	326	0									
	債務の合計⑧=⑤+⑥	26,759		直近決算の損益計算書 の減価償却費を記入(別 添「損益計算書」参照)			3,558	4,053	4,048	4,534	3,616									
	減価償却費	4,000		直近の決算において、繰越利益剰余金等がある 場合は、5年で除した額を各年度に振り分けるこ とが可能			4,100	4,400	4,400	4,400	4,400									
	繰越利益剰余金			毎年度の減価 償却費試算額 を記入																
	上記債務の償還財源			単年度の利益又は固定資産売却益 などの収入がある場合は、該当する 年度に記入																
	計	4,000					4,100	4,400	4,400	4,400	4,400									

(単位:千円)

【事例1の別添1(損益計算書)】

様式1号の1の「直近の経営状況」の各項目や「長期借入金等負債の償還計画」に引用する金額(吹き出しの○付き数字は「直近の経営状況」の各項目の数字に対応)

平成25年分所得税青色申告決算書(農業所得用)

住所	東京都港区虎ノ門5-12-1	業種名	酪農業	事務所所在地	
フリガナ氏名	トリガナ 虎ノ門 一郎	農園名	港牧場	氏名(名称等)	
		電話番号	03-321-4654	電話番号	

科 目		科 目		科 目		科 目		科 目	
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
①	29,130,000	⑱		⑳	1,313,500	㉑	4,000,200	㉒	
②	111,000	㉓		㉔		㉕		㉖	
③	1,176,500	㉗		㉘		㉙		㉚	
④	30,417,500	㉛		㉜		㉝		㉞	
⑤		㉟		㊱		㊲		㊳	
⑥		㊴		㊵		㊶		㊷	
⑦	30,417,500	㊸		㊹		㊺		㊻	
⑧	362,500	㊼		㊽		㊾		㊿	
⑨	500,700	㋀		㋁		㋂		㋃	
⑩	196,900	㋄		㋅		㋆		㋇	
⑪		㋈		㋉		㋊		㋋	
⑫	18,103,600	㋌		㋍		㋎		㋏	
⑬		㋐		㋑		㋒		㋓	
⑭	589,600	㋔		㋕		㋖		㋗	
⑮	257,000	㋘		㋙		㋚		㋛	
⑯	194,000	㋜		㋝		㋞		㋟	
⑰	1,168,500	㋠		㋡		㋢		㋣	
⑱		㋤		㋥		㋦		㋧	
⑲		㋨		㋩		㋪		㋫	
⑳		㋬		㋭		㋮		㋯	
㉑		㋰		㋱		㋲		㋳	
㉒		㋴		㋵		㋶		㋷	
㉓		㋸		㋹		㋺		㋻	
㉔		㋼		㋽		㋾		㋿	
㉕		㌀		㌁		㌂		㌃	
㉖		㌄		㌅		㌆		㌇	
㉗		㌈		㌉		㌊		㌋	
㉘		㌌		㌍		㌎		㌏	
㉙		㌐		㌑		㌒		㌓	
㉚		㌔		㌕		㌖		㌗	
㉛		㌘		㌙		㌚		㌛	
㉜		㌜		㌝		㌞		㌟	
㉝		㌠		㌡		㌢		㌣	
㉞		㌤		㌥		㌦		㌧	
㉟		㌩		㌪		㌫		㌬	
㊱		㌯		㌰		㌱		㌲	
㊲		㌴		㌵		㌶		㌷	
㊳		㌸		㌹		㌺		㌻	
㊴		㌼		㌽		㌾		㌿	
㊵		㍀		㍁		㍂		㍃	
㊶		㍄		㍅		㍆		㍇	
㊷		㍈		㍉		㍊		㍋	
㊸		㍌		㍍		㍎		㍏	
㊹		㍐		㍑		㍒		㍓	
㊺		㍔		㍕		㍖		㍗	
㊻		㍘		㍙		㍚		㍛	
㊼		㍜		㍝		㍞		㍟	
㊽		㍠		㍡		㍢		㍣	
㊾		㍤		㍥		㍦		㍧	
㊿		㍩		㍪		㍫		㍬	
㋀		㍯		㍰		㍱		㍲	
㋁		㍴		㍵		㍶		㍷	
㋂		㍹		㍺		㍻		㍼	
㋃		㍽		㍾		㍿		㎀	
㋄		㎁		㎂		㎃		㎄	
㋅		㎅		㎆		㎇		㎈	
㋆		㎉		㎊		㎋		㎌	
㋇		㎍		㎎		㎏		㎐	
㋈		㎑		㎒		㎓		㎔	
㋉		㎕		㎖		㎗		㎘	
㋊		㎙		㎚		㎛		㎜	
㋋		㎟		㎠		㎡		㎢	
㋌		㎤		㎥		㎦		㎧	
㋍		㎩		㎪		㎫		㎬	
㋎		㎯		㎰		㎱		㎲	
㋏		㎴		㎵		㎶		㎷	
㋐		㎹		㎺		㎻		㎼	
㋑		㎽		㎾		㎿		㏀	
㋒		㏁		㏂		㏃		㏄	
㋓		㏅		㏆		㏇		㏈	
㋔		㏉		㏊		㏋		㏌	
㋕		㏍		㏎		㏏		㏐	
㋖		㏑		㏒		㏓		㏔	
㋗		㏕		㏖		㏗		㏘	
㋘		㏙		㏚		㏛		㏜	
㋙		㏞		㏟		㏠		㏡	
㋚		㏤		㏥		㏦		㏧	
㋛		㏩		㏪		㏫		㏬	
㋜		㏯		㏰		㏱		㏲	
㋝		㏴		㏵		㏶		㏷	
㋞		㏹		㏺		㏻		㏼	
㋟		㏽		㏾		㏿		㐀	
㋠		㐁		㐂		㐃		㐄	
㋡		㐅		㐆		㐇		㐈	
㋢		㐉		㐊		㐋		㐌	
㋣		㐍		㐎		㐏		㐐	
㋤		㐑		㐒		㐓		㐔	
㋥		㐕		㐖		㐗		㐘	
㋦		㐙		㐚		㐛		㐜	
㋧		㐞		㐟		㐠		㐡	
㋨		㐤		㐥		㐦		㐧	
㋩		㐩		㐪		㐫		㐬	
㋪		㐯		㐰		㐱		㐲	
㋫		㐴		㐵		㐶		㐷	
㋬		㐹		㐺		㐻		㐼	
㋭		㐽		㐾		㐿		㑀	
㋮		㑁		㑂		㑃		㑄	
㋯		㑅		㑆		㑇		㑈	
㋰		㑉		㑊		㑋		㑌	
㋱		㑍		㑎		㑏		㑐	
㋲		㑑		㑒		㑓		㑔	
㋳		㑕		㑖		㑗		㑘	
㋴		㑙		㑚		㑛		㑜	
㋵		㑞		㑟		㑠		㑡	
㋶		㑤		㑥		㑦		㑧	
㋷		㑩		㑪		㑫		㑬	
㋸		㑯		㑰		㑱		㑲	
㋹		㑴		㑵		㑶		㑷	
㋺		㑹		㑺		㑻		㑼	
㋻		㑽		㑾		㑿		㒀	
㋼		㒁		㒂		㒃		㒄	
㋽		㒅		㒆		㒇		㒈	
㋾		㒉		㒊		㒋		㒌	
㋿		㒍		㒎		㒏		㒐	
㌀		㒑		㒒		㒓		㒔	
㌁		㒕		㒖		㒗		㒘	
㌂		㒙		㒚		㒛		㒜	
㌃		㒞		㒟		㒠		㒡	
㌄		㒤		㒥		㒦		㒧	
㌅		㒩		㒪		㒫		㒬	
㌆		㒯		㒰		㒱		㒲	
㌇		㒴		㒵		㒶		㒷	
㌈		㒹		㒺		㒻		㒼	
㌉		㒽		㒾		㒿		㓀	
㌊		㓁		㓂		㓃		㓄	
㌋		㓅		㓆		㓇		㓈	
㌌		㓉		㓊		㓋		㓌	
㌍		㓍		㓎		㓏		㓐	
㌎		㓑		㓒		㓓		㓔	
㌏		㓕		㓖		㓗		㓘	
㌐		㓙		㓚		㓛		㓜	
㌑		㓞		㓟		㓠		㓡	
㌒		㓤		㓥		㓦		㓧	
㌓		㓩		㓪		㓫		㓬	
㌔		㓯		㓰		㓱		㓲	
㌕		㓴		㓵		㓶		㓷	
㌖		㓹		㓺		㓻		㓼	
㌗		㓽		㓾		㓿		㔀	
㌘		㔁		㔂		㔃		㔄	
㌙		㔅		㔆		㔇		㔈	
㌚		㔉		㔊		㔋		㔌	
㌛		㔍		㔎		㔏		㔐	
㌜		㔑		㔒		㔓		㔔	
㌝		㔕		㔖		㔗		㔘	
㌞		㔙		㔚		㔛		㔜	
㌟		㔞		㔟		㔠		㔡	
㌠		㔤		㔥		㔦		㔧	
㌡		㔩		㔪		㔫		㔬	
㌢		㔯		㔰		㔱		㔲	
㌣		㔴		㔵		㔶		㔷	
㌤		㔹		㔺		㔻		㔼	
㌥		㔽							

御 見 積 書

販売業者が通常使用する見積書

平成26年4月30日

見積書提出の日付けを記入

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

あて先は、畜産環境整備機構あて

代表印及び連絡先を必ず明示

港機械 株式会社 代表取締役 港
 所在地 港区神谷町1-2-3
 電話番号 03-999-1234
 FAX番号 03-999-1235
 担当者 港 次郎

港機械株式会社
代表者之印

金額 ; 3,348,000 円 (税込)

納品先名(申請者名)又は牧場名を必ず明記

納品場所 港区虎ノ門 虎ノ門牧場

申請者と相談し、納入希望日を記入

受渡期間 平成26年7月末日

納品時期、納品場所及び代金支払日等について、機構が提示する方法による

取引条件 機構が提示する条件

見積書有効期限 平成26年7月末日

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
換気扇						
(松下ナベック社製)	NK-14FPB	5	台	400,000	2,000,000	
(松下ナベック社製)	NK-14EZB	5	台	200,000	1,000,000	
コントローラー						
(松下ナベック製)	NNKK44	2	台	50,000	100,000	自動/手動制御
小計					3,100,000	
消費税					248,000	8%
合計					3,348,000	

品名毎に製造メーカーと規格等を記入

税抜きで千円単位

注1)本見積書は例示であり、説明にある仕様内容が記載されれば、見積書様式等は問いません。

注2)機構は、販売業者の見積書において、上記の取引条件を記入する欄等がない場合にあっては、販売業者は機構が条件を提示することを理解しているものとして取り扱います。

② 事例2（貸付申請者が法人の場合）の記載方法

別紙様式の1

申請書を作成した
日を記入

平成26年5月20日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (畜産環境整備リース事業)

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

- 名称
法人人名を記入
- 氏名等
代表者名を記入

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

〒1050001 港区虎ノ門3-19-13

ふりがな とらのもんぼくじょう

名称 虎ノ門畜産(有)

ふりがな かみや たろう

氏名等 神谷 太郎

電話番号 03-321-7654

本社住所を記入

- アドレス

- ・メールアドレスを所有していれば、そのアドレス
- ・ホームページを開設していれば、そのアドレス

虎ノ門
有限会社
代表者之印

貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業施要領
(以下「実施要領」といふ。)第9条の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。
なお、貸付申請に当たり、下記3の事項についてはこれを誓約します。

申請者の経営規模・状況等を簡潔に記入

1 貸付申請者の状況等

(記入例)

現在、乳牛100頭規模の酪農を経営。経営状況は、24年度までの3年間連続して所得が赤字でしたが、25年度は黒字になりました。今後、良質な生乳を生産することにより経営の安定を図りたい。

貸付申請施設等の導入理由及び導入後の効果等を簡潔に記入

2 貸付希望施設等

(補助付リース事業にあつては、事業効果について記述のこと。)

(記入例)

現在、畜舎を開放して温度を下けているが、夏場において畜舎内の温度が上昇し、乳量等に影響が出ています。このため、夏場の乳量を確保し、良質な生乳を生産するために、換気扇を導入が必要になる。

3

します。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

※ 様式1号の1(個人用)または様式1号の2(法人、集団用)を添付してください

様式1号の2

経営リース(法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名		虎ノ門畜産(有)			
農協等への加入時期		大・昭・ ㊦ 10年 4月			
労働力(従業員数)		4人(家族労働 3人、雇用労働 1人)			
家畜の飼養頭羽数は、種類別に必ず記入 預託については、その頭数を()書き	本金(出資金)及び構内訳	総額	10,000千円		
		出資者名	神谷太郎、金額 8,000 千円、出資者名 神谷恵子 金額 2,000 千円		
		出資者名	金額	千円、出資者名	金額 千円
農業経営	家畜家さんの種類	申請時(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)	
	乳牛 経産牛	70	68	68	
	育成牛	30	30		
	田畑等の面積	田 1ha、畑 3ha、草地 5ha			
①～⑪までは、例として示している、別添1の平成25年決算書の「損益計算書」及び「貸借対照表」の該当する番号の額を記入	直近の経営状況	項目	25年度(千円)	24年度(千円)	23年度(千円)
		売上高①	68,120	60,308	59,704
		売上原価②	21,694	20,524	20,318
		販売費及び一般管理費③	43,286	43,122	42,260
		営業損益④=①-②-③	3,140	△3,338	△2,874
		営業外損益⑤	4,177	1,253	102
		経常利益⑥=④+⑤	7,317	△2,085	△2,772
		特別利益及び損失⑦	△5,761	△105	510
		法人税等⑧	100	100	100
		当期損益⑨=⑥+⑦-⑧	1,456	△2,290	△2,362
		利益剰余金等の額⑩	△16,307		
		長期借入金等負債の額⑪	58,134		
負債等の割合⑫=⑪÷①	85%				

資本金総額及び出資者名・出資金を記入

左の年度を直近年度とする

田畑等の面積は、借地を含めて記入

・ 5割を超えているため、「長期借入金等負債の償還計画」の提出が必要
 ・ 5割未満の場合は、提出の必要なし

- 注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。
 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。
 3 家畜家さん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとに行きでできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未経産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入すること。
 4 貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること
 5 取得額(消費税込み)が3千万円を超える場合は、直近5年の経営状況を記載すること

- ・リース物件ごとに記入
- ・複数台数を一括して申請する場合は、備考欄にその明細を記入する
- ・貸付対象施設等の名称は、実施要領別表の貸付施設等の名称を記入
- ・本体価額は税抜きで千円単位

2 貸付申請施設等

リース物件の名称	換気扇			合計
①本体価額	3,100,000 円	,000 円	,000 円	3,100,000 円
消費税額(円単位)	248,000 円	円	円	155,000 円
合計(円単位)	3,348,000 円	,000 円	円	3,348,000 円
②補助金額	,000 円	,000 円	,000 円	,000 円
③取得価額(①-②)	3,100,000 円	,000 円	円	3,100,000 円
備考欄(台数が複数の場合は明細)	NK-14FPB 5 台 NK-14EZB 5 台			
販売業者等	名称	港機械(株)		
	電話	03-999-1234		
銘柄又は製造業者等	松下ナベック			
型式・面積・容積				
設置場所(車両の保管場所)	港区虎ノ門 5-12-3			
車両保険加入の有無	有・無			
貸付期間の短縮又は延長(理由)	7年→4年	年→年		
	(記入例) 資金計画の都合により償還を早めたい			
貸付対象施設等の利用方法(用途) (記入例) 畜舎内に設置することにより、夏場の温度を引き下げる。				
附加貸付料率低減の申請	リース物件の用途を簡潔に記入		附加貸付料低減を申請する場合は、実施要領の第3の4の(2)のアの該当する項目の条項を記入	
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するの... 実施要領第3の4の(2)のアの(ウ)に該当				
希望する納入方法にチェックを入れる				
貸付料の納入方法(□に✓して下さい) <input checked="" type="checkbox"/> 年1回払い <input type="checkbox"/> 年4回払い				

- ・貸付期間の短縮又は延長を希望する場合、希望年数及び理由を記入
- ・短縮は、耐用年数が10年未満は70%まで、10年以上は60%まで可能、1年未満切り捨て
- ・延長は、耐用年数にかかわらず120%まで可能(補助付リースは不可)、1年未満切り上げ

設置する場所の住所を正確に記入

車両のほか、公道走行するトラクター等について、加入の有無を○印

リース物件の用途を簡潔に記入

附加貸付料低減を申請する場合は、実施要領の第3の4の(2)のアの該当する項目の条項を記入

希望する納入方法にチェックを入れる

注 1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。

2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、**認定書面の写**を添付すること。

設計図書のみ必要

3 添付書類

該当者は、忘れずに添付

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については**原本証明**を行ったもの)等
- (2) 共同利用の施設等にあつては、共同利用契約書
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる**書面**
- (4) 複合経営である場合は、他の**経営の収入等**の明細等

不動産所得等

収入金額に対する負債の割合が5割を超える場合は、長期借入金等負債の償還計画、申請額とリース債権残高を合わせて3千万円を超える場合は、経営計画、事業計画等

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(経営リース)

受託団体等が作成

平成26年5月25日

一般財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

審査表を作成した担当者
の記名・押印

所属団体名 港酪農業協同組合
部課名 電話番号 03-3459-6300
氏名 環境 一郎



下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

選択するものについては、各項目ごとに、必ず該当するものを○で囲む

要件等	申請者名		虎ノ門畜産(有)			
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		○ 否			
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		○ 否			
「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」の(1)から(6)に該当しないこと。		○ 該当せず				
項目		25年度	24年度	23年度		
飼養家畜の生産性	酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量(品種:ホルスタイン)	9,500 kg	9,200 kg	9,000 kg	
	養豚	繁殖	母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
		一貫	母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数			
		肥育	出荷豚1頭当たりの飼料要求率			
	肉牛経営	繁殖	繁殖牛の分娩間隔(月又は日)			
		一貫	繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重(月(日)又はkg)			
		肥育	出荷牛平均の1日平均増体重	kg	kg	kg
	採卵鶏	飼料要求率(50%産卵日又は出荷鶏平均)				
肉用鶏	飼料要求率(餌付けから49日又は出荷鶏平均)					
収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。				○ 否	
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)					
	・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。				○ 否	
	・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。				○ 否	
・ 農業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。				○ 否		
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構の設計・審査技術に基づいて設計されていることを受けた。		必要な添付書類を確認の上、○を付す		○ 否		
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類				○ 確認		
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		申請額とリース債権残高と合わせて3千万円(税込)を超える場合に作成			
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)					

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

御 見 積 書

販売業者が通常使用する見積書

平成26年4月30日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

見積書提出の日付けを記入

あて先は、畜産環境整備機構あて

代表印及び連絡先を必ず明示

港機械 株式会社 代表取締役 港
 所在地 港区神谷町1-2-3
 電話番号 03-999-1234
 FAX番号 03-999-1235
 担当者 港 次郎

港機械株式会社
代表者の印

金額 ; 3,348,000 円 (税込)

納品先名(申請者名)又は牧場名を必ず明記

納品場所 港区虎ノ門 虎ノ門牧場

申請者と相談し、納入希望日を記入

受渡期間 平成26年7月末日

取引条件 機構が提示する条件

納品時期、納品場所及び代金支払日等について、機構が提示する方法による

見積書有効期限 平成26年7月末日

品 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額	備 考
換気扇						
(松下ナベック社製)	NK-14FPB	5	台	400,000	2,000,000	
(松下ナベック社製)	NK-14EZB	5	台	200,000	1,000,000	
コントローラー						
(松下ナベック製)	NNKK44	2	台	50,000	100,000	自動/手動制御
小計					3,100,000	
消費税					248,000	8%
合 計					3,348,000	

品名毎に製造メーカーと規格等を記入

税抜きで千円単位

注1) 本見積書は例示であり、説明にある仕様内容が記載されれば、見積書様式等は問いません。

注2) 機構は、販売業者の見積書において、上記の取引条件を記入する欄等がない場合にあっては、販売業者は機構が条件を提示することを理解しているものとして取り扱います。

(2) 貸付申請書の提出に当たって確認する書面(経営リース)

事例1(個人)及び2(法人)について、受託団体等がLEIOに提出するに当たり、必要となる書面は下記の○のとおり。

作成者	提出が求められる書面	受託団体等確認		様式の所在
		個人	法人	
借受者	貸付施設等貸付申請書	○	○	リース事業実施要領－別紙様式の1、様式1号の1(個人)又は2(法人)
	認定農業者である場合、認定書面	○	○	
	損益計算書(直近年度)		○	
	所得税青色申告決算書(直近年度)	○		
	貸借対照表(直近年度)	－	○	
	所得税の確定申告書B(第一票及び第二表)(直近年度)	○		
	長期借入金等負債の償還計画書(負債等の割合が5割超の場合)	○	○	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙2
	経営状況報告書(申請額等が3千万円～1億円未満の場合)	－	－	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙3
	事業計画書(申請額等が1億円以上の場合)	－	－	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙4
	販売業者の見積書	○	○	
	貸付施設等のカタログ・図面	○	○	
	共同利用計画書(共同利用の場合)	－		
	他の経営の収入明細(複合経営等である場合)	－	－	
貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続きに関する調書(構築物等の場合)	－	－	留意事項(通常リース)－様式例2	
受託団体等	貸付申請書の進達書	○	○	留意事項(通常リース)－様式例3
	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表	○	○	留意事項(通常リース)－様式例1－1
	長期借入金等確認書(決算書で長期借入金等が確認できない場合)	○		

2 食肉リース

(1) 貸付申請書の記入例

次の例示により、貸付申請等の記載方法を解説します。

区 分		貸付申請者の前提条件
		事例 3
申請者	屋号又は法人名	(株)虎ノ門精肉店
	経営者又は代表者	虎ノ門 一郎
	後継者	—
経営状況	経営形態	食肉小売店
	飼養頭数・規模等	—
	取扱量・販売金額等	牛肉52,621千円、豚肉9,762千円、 鶏肉6,737千円
	労働力	30人(家族労働3人、雇用労働27人)
	田 畑	—
貸付希望施設等	名 称	冷凍冷蔵車
	能 力	150PS、高床 積載量2t
	購入価額(円、税抜)	5,000,000
	利用方法	肉の配送

事例3の記載方法

別紙様式の2-2(間接リース)

申請書を作成した
日を記入

平成26年5月20日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (食肉販売等合理化施設整備リース事業)

リースを申請する窓口の所属
の組合又は連合会名及び代表
者名を記入。

港区食肉事業協同組合連合会
会長 畜産 環太郎 殿

○名称

- ・法人の場合は、法人名
- ・個人商店の場合は、屋号

○氏名等

代表者名を記入

○アドレス

- ・メールアドレスを所有していれば、そのアドレス
- ・ホームページを開設していれば、そのアドレス

借受者(〒)住所又は所在地

住 所 〒1050001 港区虎ノ門 5-12-1

ふりがな かぶしきがいしゃとらのもんせいにくてん
名 称 株式会社虎ノ門精肉店

ふりがな とらのもん いちろう
氏名等 虎ノ門 一郎

電話番号 03-321-7654



この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。

(注)貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 経営リース | 別紙様式1の様式1号の1(個人用)を準用 |
| | 同 様式1号の2(法人、集団用)を準用 |
| 2 食肉リース | 同 様式2号 |
| 3 生乳リース | 同 様式3号 |
| 4 1/2補助付きリース | 同 様式1号の1(個人用) |
| | 同 様式1号の2(法人、集団用) |

様式2号

1 貸付申請者の状況

法人名(店舗名)	株式会社虎ノ門精肉店				
氏名・年齢	虎ノ門 一郎 (55歳)				
後継者(個人商店の場合)	有(申請者との関係) 無				
経営継続の確認					
組合への加入時期	大・昭(平) 元年 4月				
従業員数	30人(家族労働 3人、雇用労働 27人)				
資本金(出資金)及び構成内訳	総額 20,000千円				
	出資者名虎ノ門一郎金額 10,000 千円		出資者名虎ノ門花子金額 5,000 千円		
	出資者名虎ノ門太郎金額 5,000 千円		、金額 千円		
食品衛生法に基づく営業許可番号	許可年月日 大昭(平) 20年 3月 1日			衛保第 4321号	
直近年(度)における販売金額(千円)	牛肉	豚肉	その他(鶏肉)	総菜	合計
	52,621	9,762	3,737	3,000	69,120
項目	25年度(千円)	24年度(千円)	23年度(千円)		
直近の経営状況	売上高①	69,120	67,457	65,189	
	売上原価②	42,938	40,549	39,283	
	販売費及び一般管理費③	34,831	34,261	33,154	
	営業損益④=①-②-③	△8,649	△7,353	△7,248	
	営業外損益⑤	4,177	3,389	3,094	
	経常利益⑥=④+⑤	△4,472	△3,964	△4,154	
	特別利益及び損失⑦	△837	0	△592	
	法人税等⑧	0	0	0	
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧	△5,309	△3,964	△4,746	
	利益剰余金等の額⑩	△16,307			
	長期借入金等の額⑪	58,134			
負債等の割合⑫=⑪÷①	84%				

個人商店の場合で、後継者がいる場合は、有に○、また申請者との関係を記入

個人商店の場合は、店舗(屋号)名

個人商店で、60歳以上で後継者がいない場合は、「リース期間中は経営を継続する。」旨の記入がある者のみリースが可能

左の欄を直近年度とする

店舗の営業許可番号

・5割を超えているため、「長期借入金等負債の償還計画」の提出が必要
 ・5割未満の場合は、提出の必要なし

①～⑪までは、例として示している、別添1の平成25年決算書の「損益計算書」及び「貸借対照表」の該当する番号の額を記入

個人商店の場合 法人名欄に店舗名を記入すること。
 後継者の有無を記入し、経営継続の意思を確認すること。
 は、代表者年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中経営を継続すること。
 期は、リースを申請する窓口である団体に加入した年月とすること。
 損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付)を添

付すること。

6 取得額(消費税込み)が1千万円を超える場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

7 個人商店の場合、直近の経営状況欄への記入は、様式1号の1「経営リース(個人用)」に準じて記入すること。

- ・リース物件ごとに記入
- ・複数台数を一括して申請する場合は、備考欄にその明細を記入する
- ・貸付対象施設等の名称は、実施要領別表の貸付施設等の名称を記入
- ・本体価額は税抜きで千円単位

2 貸付申請施設等

リース物件の名称	冷蔵冷凍車			合計
①本体価額	5,000,000 円	円	円	5,000,000 円
消費税額(円単位)	400,000 円	円	円	400,000 円
合計(円単位)	5,400,000 円	円		
販売業者等	名称 電話	港自動車株式会社 03-999-1234	設置する場所の住所を正確に記入	
銘柄又は製造業者等	畜環自動車			
型式・面積・容積	NMS-142687F PB-T			
設置場所(車両の保管場所)	港区虎ノ門 5-12-3			
貸付期間の短縮又は延長(理由)	5年→4年	年→年	年→年	年→年
	(記入例) 資金計画の都合により償還を早めたい			
貸付対象施設等の利用方法(用途)	(記入例) 店舗等への食肉の配送に使用			
追加貸付料率低減の申請	リース物件の用途を簡潔に記入	追加貸付料低減を申請する場合は、実施要領の第3の4の(2)のイの該当する項目の条項を記入		
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した追加貸付料率の適用をお願いします。				
実施要領第3の4の(2)のイの(ア)に該当				
希望する納入方法にチェックを入れる				
貸付料の納入方法(□に✓して下さい)	<input checked="" type="checkbox"/> 年1回払い		<input type="checkbox"/> 年4回払い	

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については**原本証明**を行ったもの)等
- (2) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる**書面**

設計図書のみ必要

受託団体等が作成する貸付申請に係る審査表、売上高(個人商店にあっては収入金額)に対する負債の割合が5割を超える場合は、長期借入金等負債の償還計画、申請額とリース残高を合わせて1千万円を超える場合は、経営計画、事業計画等

借受団体等が作成

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(食肉リース)

平成26年5月21日

一般財団法人畜産環境整備機構 環境整備部 殿

審査表を作成した担
当者の記名・押印

所属団体名 港食肉事業協同組合連合会

電話番号 03-987-6543

担当者氏名 港川 栄子



下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

選択するものについては、各項目ごとに、該当するものを○で囲む

要件等	申請者名	株式会社虎ノ門精肉店	
	貸付申請者は、貸付申請者の要件を満たしているか。	<input checked="" type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否
	貸付申請書に記入した直近3年間の経営状況において、所得額が連続して赤字の場合	対象となる施設等であるか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否
「畜産保につ	の健全かつ円滑な実施の確に該当しないこと。	該当せず	<input checked="" type="radio"/> 該当する
過去の機構リース 利用実績	申請者	<input checked="" type="radio"/> 利用したことがある	<input type="radio"/> 利用したことがない
	貸付施設等販売業者	<input checked="" type="radio"/> 取引がある	<input type="radio"/> 取引がない
収益性の 分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。		<input type="radio"/> ○ <input checked="" type="radio"/> ×
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)		
	・3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である		<input type="radio"/> ○ <input checked="" type="radio"/> ×
	・損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである		<input type="radio"/> ○ <input checked="" type="radio"/> ×
・営業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。		<input type="radio"/> ○ <input checked="" type="radio"/> ×	
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			<input checked="" type="radio"/> 確認 <input type="radio"/> 未確認
添付資料	1千万円から3千万円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		申請額とリース債権残高と合わせて3千万円(税込)を超える場合に作成
	3千万円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)		

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

御 見 積 書

平成26年4月30日

販売業者が通常使用する見積書

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

見積書提出の日付けを記入

宛先は、畜産環境整備機構あて

代表印及び連絡先を必ず明示

港自動車株式会社 代表者 港
 所在地 港区神谷町1-2-3
 電話番号 03-999-1234
 FAX番号 03-999-1235
 担当者 港 次郎

港自動車株式会社代表者之社

金額 ; 5,400,000 円 (税込)

納車先を必ず明記

納品場所 港区虎ノ門 ㈱虎ノ門精肉店
 納入期間 平成26年7月31日
 取引条件 機構が提示する条件
 見積書有効期限 平成26年7月末日

納車先と相談し、納入希望日を記入

所有権移転時期や代金支払日等について、機構が提示する方法によるものとする

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
冷蔵冷凍車						
(畜環自動車社製)	NMS-142687FPB-T	1	台	5,000,000	5,000,000	
品名毎に製造メーカーと規格等を見積りに記入						
自動車登録に要する諸税は、借受者に請求するものとし、見積書に記載しない						
特別仕様や付属品があれば、その内容を記載						
小計					5,000,000	
消費税					400,000	8%
合 計					5,400,000	

税抜きで千円単位

車両代に係る消費税等を明記

注1)本見積書は例示であり、説明にある仕様内容が記載されれば、見積書様式等は問いません。
 注2)機構は、販売業者の見積書において、上記の取引条件を記入する欄等がない場合にあつては、販売業者は機構が条件を提示することを理解しているものとして取り扱います。

(2) 貸付申請書の提出に当たって確認する書面(食肉リース)

事例3について、受託団体等がLEIOに提出するに当たり、必要となる書面は下記の○のとおり。

作成者	提出が求められる書面	借受団体等 確認	様式の所在
借受者	貸付施設等貸付申請書	○	リース事業実施要領－別紙様式の2－2、様式2号
	損益計算書(直近年度)	○	
	貸借対照表(直近年度)	○	
	長期借入金等負債の償還計画書 (負債等の割合が5割超の場合)	○	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙2
	経営状況報告書 (申請額等が1千万円～3千万円未満の場合)	－	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙3
	事業計画書 (申請額等が3千万円以上の場合)	－	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙4
	販売業者の見積書	○	
貸付施設等のカタログ・図面	○		
借受団体等	貸付申請書	○	リース事業実施要領－別紙様式の2(間接リース)
	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表	○	留意事項(通常リース)－様式例1－2

3 生乳リース

(1) 貸付申請書の記入例

次の例示により、貸付申請等の記載方法を解説します。

区 分		貸付申請者の前提条件
		事例 4
申 請 者	屋号又は法人名	(株)港運輸
	経営者又は代表者	愛宕 次郎
	後継者	—
経営状況	経営形態	貨物運送業
	飼養頭数・規模等	稼働30台
	取扱量・販売金額等	生乳8,000t/年
	労働力	30人、稼働車30台
	田 畑	—
貸付希望施設等	名 称	ミルクタンクローリー（車台、タンク）
	能 力	350PS タンク容量14,000L
	購入価額（円、税抜）	10,500,000
	利用方法	生乳の集送乳

事例4の記載方法

別紙様式の1

申請書を作成した
日を記入

平成26年5月20日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (生乳流通効率化支援リース事業)

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

- 名称
法人名を記入
- 氏名等
法人代表者名を記入

- アドレス
 - ・メールアドレスを所有していれば、そのアドレス
 - ・ホームページを開設していれば、そのアドレス

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

〒1050001 港区虎ノ門 5-12-1

ふりがな かぶ みなとうんゆ

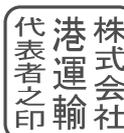
名称 (株)港運輸

ふりがな あたご じろう

氏名等 愛宕 次郎

電話番号 03-321-7654

本社住所を記入



貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項についてはこれを誓約します。

申請者の経営規模・状況を簡潔に記入

1 貸付申請者の状況等

(記入例)

現在、30台の車両を所有し、一般貨物の輸送や港酪農協の委託を受け生乳の集乳業務を行っている。経営状況は、24年度までの3年間連続して所得が赤字でしたが、経営の改善を進め、25年度は黒字になりました。

貸付申請施設等の導入理由及び導入後の効果等を簡潔に記入

2 貸付希望施設等

(補助付リース事業にあつては、事業効果について記述のこと。)

(記入例)

今年度は、集乳に使用している10台のミルクタンクローリーのうち3台が更新時期に当たるため、手始めとして今回1台を申請します。残りの2台については、今後、順次申請します。

3 今回申請のミルクタンクローリーを導入することにより、故障が減少し、性能が安定するため、集乳業務の効率化を図ります。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、「リース事業保証保険」に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

※ 様式1号の1(個人用)または様式1号の2(法人、集団用)を添付してください

1 貸付申請者の状況等

法人名	(株)港運輸			組合等と集送乳の委託契約を締結した年月
集送乳委託契約等の時期	大・昭・ 平	5年	4月	
従業員数・稼働台数	30人・30台			雇用従業員数と常時稼働している台数を記入
資本金(出資金)及び構成内訳	総額 10,000千円			
	出資者名 愛宕次郎、金額 9,000千円、出資者名 愛宕三郎、金額 1,000千円			国土交通省の許可年月日と許可番号を記入
	出資者名、金額 千円、出資者名、金額 千円			
一般貨物自動車運送事業許可番号	許可年月日 大昭平 50年4月1日	番号 関自貨第123号		
直近年(度)における輸送量(t)	生乳	牛乳	その他()	合計
	8,000			8,000
直近年(度)におけるCS施設の取扱乳量(t)	生乳			合計
直近年(度)における販売額(千円)	乳	その他()		合計

①～⑪までは、別添1の例に示した平成25年決算書の「損益計算書」及び「貸借対照表」の該当する番号の額を記入

左の欄を直近年度とする

項目	25年度(千円)	24年度(千円)	23年度(千円)
売上高①	234,430	225,190	203,160
売上原価②	205,190	207,070	191,430
販売費及び一般管理費③	20,710	25,670	20,740
営業損益④=①-②-③	8,530	△7,550	△9,010
営業外損益⑤	380	3,370	1,610
経常利益⑥=④+⑤	8,910	△4,180	△7,400
特別利益及び損失⑦	1,150	1,260	1,050
法人税等⑧	150	100	100
当期損益⑨=⑥+⑦-⑧	9,910	△3,020	△6,450
利益剰余金等の額⑩	△4,270	△14,180	△11,160
長期借入金等負債の額⑪	120,000		
負債等の割合⑫=⑪÷①	51%		

・5割を超えているため、「長期借入金等負債の償還計画」の提出が必要
 ・5割未満の場合は、提出の必要なし

- 注1 組合等から集送乳の委託を受けている場合は、委託契約の締結年月を記入すること。
 2 貸付申請施設等が集送乳車の場合は、直近年(度)における輸送量を記入すること。
 3 貸付申請施設等がCS施設の場合は、直近年(度)における取扱乳量を記入すること。
 4 貸付申請施設等が牛乳販売関係の場合は、直近年(度)における販売額を記入すること。
 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を添付)を添付すること。
 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

- ・リース物件ごとに記入
- ・複数台数を一括して申請する場合は、備考欄にその明細を記入する
- ・貸付対象施設等の名称は、実施要領別表の貸付施設等の名称を記入
- ・本体価額は税抜きで千円単位

2 貸付申請施設等

リース物件の名称	ミルクタンクローリー(車台)	ミルクタンクローリー(タンク)		合計
①本体価額	4,500,000 円	6,000,000 円	,000 円	10,500,000 円
消費税額(円単位)	360,000 円	480,000 円	円	840,000 円
合計(円単位)	4,860,000 円	,000 円	円	11,340,000 円
②補助金額	,000 円	,000 円	,000 円	,000 円
③取得価額(①-②)	4,500,000 円	6,000,000 円	円	10,500,000 円
販売業者等	名称	港いすゞ自動車(株)	港機械(株)	
	電話	03-999-4321	03-999-12	
銘柄又は製造業者等	いすゞ	ヤ		
型式・面積・容積	SKG-FSR90S	6500L		
設置場所(車両の保管場所)	港区虎ノ門3-12-5	港区虎ノ門3-12-5		
貸付期間の短縮又は延長(理由)	5年→4年	5年→4年	年	
(記入例) 資金計画の都合により償還を早めたい				
貸付対象施設等の利用方法(用途) (記入例) 港酪農協組合員の生産農家から生乳を集乳し、酪農協のCS施設等まで輸送する。				
追加貸付料率低減の申請				
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した追加貸付料率の適用をお願いします。 実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当				
貸付料の納入方法(口に✓して下さい) <input checked="" type="checkbox"/> 年1回払い <input type="checkbox"/> 年4回払い				

設置する場所の住所を正確に記入

- ・貸付期間の短縮又は延長を希望する場合、希望年数及び理由を記入
- ・短縮は、耐用年数が10年未満は70%まで、10年以上は60%まで可能、1年未満切り捨て
- ・延長は、耐用年数にかかわらず120%まで可能(補助付リースは不可)、1年未満切り上げ

リース物件の用途を簡潔に記入

追加貸付料低減を申請する場合は、実施要領の第3の4の(2)のウと記入

希望する納入方法にチェックを入れる

設計図書のみ必要

3 添付書類

- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については**原本証明**を行ったもの)等
- (2) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる**書面**
- (3) ミルクタンクローリー等及びCS等関係施設にあっては、指定団体の長等の**意見書**
- (4) 貸付対象施設等の設置場所が牛乳販売店(個人事業、共同事業を含む。)の場合、借受団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の**誓約書**

収入金額に対する負債の割合が5割を超える場合は、長期借入金等負債の償還計画、申請額とリース債権残高を合わせて3千万円を超える場合は、経営計画、事業計画等

様式例1-3

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(生乳リース)

受託団体等が作成

平成26年5月25日

一般財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

審査表を作成した担当者
の記名・押印

所属団体名
部課名電話番号
氏名

港酪農業協同組合
03-3459-6300
環境 一郎



下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付できない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

選択するものについては、各項目ごとに、該当するものを○で囲む

要件等	申請者名	(有)港運輸	
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		<input checked="" type="radio"/> 是 ・ 否
	貸付申請施設等は、貸付けの対象か。 「畜産高度化支援リース事業の健全かつ持続可能な実施に資するものとして1の(2)から(6)に該当しないこと。」	申請書に記入した直近3年間の経営状況において、所得額が連続して赤字の場合	
収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。		<input checked="" type="radio"/> 是 ・ ×
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)		
	・3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。		<input type="radio"/> 是 ・ ×
	・損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益がプラスである。	必要な添付書類を確認の上、○をつける。	<input type="radio"/> 是 ・ ×
	・営業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。		<input type="radio"/> 是 ・ ×
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			<input checked="" type="radio"/> 確認 ・ 未確認
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)		<input checked="" type="radio"/> 適 ・ 否

申請額とリース債権残高と合わせて3千万円(税込)を超える場合に作成

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

長期借入金等負債の償還計画

リース事業名 借受者名	借入先	25年度末残高	資金名	借入金等の用途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還					
							26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1	リース事業名 借受者名 :(有)港運輸		負債等の割合が5割を超える場合に提出が必要 資金名は正式名称を記入	借入時の利率又は変動利率の場合は、直近の利率を記入		借入年から最終年までを記入	5,333	5,333	5,333	5,333	5,333	5,333
2	借入金 融機関を全て記入		直近決算における借入金残高を記入	使用を記入			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	0
長期借入金等	日本政策金融	60,250	企業活力強化資金	設備資金	1.00%	平成22年～平成36年	5,333	5,333	5,333	5,333	5,333	5,333
	港信用金庫	29,750	一般融資	設備資金 運転資金	3.00%	平成20年～平成29年	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	0
	経営者本人貸付(返済なし)	30,000					—	—	—	—	—	—
	長期借入金等の計①	120,000					10,333	10,333	10,333	10,333	10,333	5,333
繰越欠損額②	4,270			直近の決算書の貸借対照表の繰越利益剰余金が欠損であった場合、その額を記入 当機構の既貸付契約のリース			854	854	854	854	854	854
当機構の既貸付の貸付残高③	1,695		生乳リース	ミルクタンクローリー(車台)	1.50%	平成23年～平成27年	768	927	0	0	0	0
上記リース債権の残高④							927	0	0	0	0	0
小計⑤=①+②+③		125,965		今回申請の貸付施設等の総額(税込、附加貸付料込)を記入			11,955	12,114	11,187	11,187	11,187	6,187
今回貸付申請額⑥		11,269		生乳リース	1.00%	平成26年～平成30年	872	2,567	2,543	2,520	2,767	2,767
上記リース債権の残高⑦				ミルクタンクローリー(車台、タンク)			10,397	7,830	5,287	2,767	2,767	0
債務の合計⑧=⑤+⑥		137,234		直近決算の損益計算書の減価償却費を記入(別添1「損益計算書」参照)			12,827	14,681	13,730	13,707	13,707	8,954
減価償却費		15,000		直近の決算において、の繰越利益剰余金等がある場合は、5年で除した額を各年度に振り分けることが可能			15,787	17,362	17,362	17,362	17,362	16,575
繰越利益剰余金				単年度の利益又は固定資産売却益などの収入がある場合は、該当する年度に記入								
計		15,000					15,787	17,362	17,362	17,362	17,362	16,575

様式3号の「直近の決算状況」の各項目や「長期借入金等負債の償還計画」に引用する金額(吹き出しの○付き数字は「直近の決算状況」の各項目の数字に対応)

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

単位:円

資産の部	
【流動資産】	
現金及び預金	16,920,000
売掛金	41,250,000
未収入金	5,000,000
仮払金	350,000
前払費用	2,010,000
流動資産計	65,530,000
【固定資産】	
(有形固定資産)	
建物	15,250,000
車両運搬具	30,100,000
工具・器具	3,200,000
土地	25,690,000
有形固定資産計	74,240,000
(投資その他資産)	
電話加入権	1,970,000
投資その他の資産計	1,970,000
固定資産計	76,210,000
資産の部計	141,740,000
負債の部	
【流動負債】	
買掛金	210,000
短期借入金	9,000,000
未払金	10,000,000
未払費用	7,840,000
預り金	300,000
未払法人税等	120,000
流動負債計	27,470,000
【固定負債】	
長期借入金	120,000,000
負債の部計	147,470,000

⑪
固定負債の額が、損益計算書の売上高に対して50%を上回っていた場合は、「長期借入金等負債の償還計画」を作成する。

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位:円

【売上高】	
運送収入	234,430,000
【売上原価】	
運送原価	205,190,000
売上総利益	29,240,000
【販売費及び一般管理費】	
修繕費	2,578,000
減価償却費	15,000,000
保険料	700,000
施設使用料	100,000
自動車リース料	1,712,000
施設賦課税	620,000
営業利益	20,710,000
【営業外収益】	
受取利息	3,000
受取配当金	10,000
雑収入	1,520,000
【営業外費用】	
支払利息	1,153,000
経常利益	8,910,000
【特別利益】	
固定資産売却益	2,500,000
【特別費用】	
固定資産売却損	1,350,000
税引前当期純利益	10,060,000
法人税・住民税等	150,000
当期純利益	9,910,000

純資産の部	
【株主資本】	
【資本金】	10,000,000
【利益剰余金】	
(その他利益剰余金)	△ 4,270,000
繰越利益剰余金	△ 4,270,000
利益剰余金計	△ 4,270,000
株主資本計	△ 5,730,000
純資産の部計	△ 5,730,000
負債・純資産の部計	141,740,000

⑩

御 見 積 書

平成26年4月30日

販売業者が通常使用する見積書

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

見積書提出の日付けを記入

あて先は、畜産環境整備機構あて

代表印及び連絡先を必ず明示

港いすゞ自動車 株式会社
 代表取締役 いすゞ 一郎
 所在地 港区六本木1-2-3
 電話番号 03-999-4321
 FAX番号 03-999-4355
 担当者 いすゞ 次郎

港いすゞ自動車株式会社
 代表者之印

納車先を必ず明記

納入場所 (株)港運輸様
 納入期間 平成26年7月31日
 取引条件 機構が提示する条件
 見積書有効期限 平成26年7月末日

納車先(運送会社)と相談し、納入希望日を記入

所有権移転時期や代金支払日等について、機構が提示する方法によるものとする

金額 ; 48,600,000 円 (税込)

車名	いすゞ プロフェッショナル	ボディ形状	ミルクローリー シャーシ
型式	SKG-FSR90S	エンジン	350PS
年式	平成26年式	台数	1台

税抜きで千円単位

車両本体価格	4,500,000
特別仕様価格	
車両代合計	4,500,000

特別仕様・付属品明細	
<input type="checkbox"/>	PTO PTOコントロール
<input type="checkbox"/>	バックミラー リモコン
<input type="checkbox"/>	燃料タンク 300L
<input type="checkbox"/>	エアタンク アルミカバー製作
<input type="checkbox"/>	タイヤチェーン 一式
<input type="checkbox"/>	指定色塗装
<input type="checkbox"/>	指定看板入れ

付帯費用

自動車税	
自動車取得税	
自動車重量税	
自賠責保険料	
登録諸費用	
リサイクル料金	
合計	

自動車登録に要する諸税は、借受者に請求するものとし、見積書に記載しない

特別仕様や付属品の内容を記載

消費税等

車両課税	360,000
下取価格分	
合計	360,000

車両代に係る消費税等を明記

注1)本見積書は例示であり、説明にある仕様内容が記載されれば、見積書様式等は問いません。
 注2)機構は、販売業者の見積書において、上記の取引条件を記入する欄等がない場合にあつては、販売業者は機構が条件を提示することを理解しているものとして取り扱います。

御 見 積 書

販売業者が通常使用する見積書

平成26年4月30日

見積書提出の日付けを記入

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

あて先は、畜産環境整備機構あて

代表印及び連絡先を必ず明示

港機械 株式会社 代表取締役 港 次郎
 所在地 港区神谷町1-2-3
 電話番号 03-999-1234
 FAX番号 03-999-1235
 担当者 港 次郎

港機械株式会社
代表者之印

納入場所 (株)港運輸様分

納車先を必ず明記

納入期間 平成26年7月31日

納品先(ディーラー又は運送会社)と相談し、納品予定日を記入

取引条件 機構が提示する条件

見積書有効期限 平成26年7月末日

所有権移転時期や代金支払日等について、機構が提示する方法によるものとする

金額 ; 6,480,000 円 (税込)

品 名	数量	単位	単 価	金 額	備 考
ミルクタンクローリー (タンク)	1	台	6,000,000	6,000,000	
SSS300製・断熱仕様					税抜きで千円単位
タンク実容積 14,000L					
車検容積 14,000L					
フェンダーサイドバンパーSSS300製					
タンクサブフレームSSS300製					備考欄や余欄等に当該物件の仕様内容を記載
アルミ乗り上げ台、ステンレス工具箱					
バックカメラ取付					
小計				6,000,000	
消費税等				480,000	8%
合 計				6,480,000	

注1)本見積書は例示であり、説明にある仕様内容が記載されれば、見積書様式等は問いません。
 注2)機構は、販売業者の見積書において、上記の取引条件を記入する欄等がない場合にあつては、販売業者は機構が条件を提示することを理解しているものとして取り扱います。

(2) 貸付申請書の提出に当たって確認する書面(生乳リース)

事例4について、受託団体等がLEIOに提出するに当たり、必要となる書面は下記の○のとおり。

作成者	提出が求められる書面	受託団体等 確認	様式の所在
借 受 者	貸付施設等貸付申請書	○	リース事業実施要領－別紙様式の1、様式3号
	損益計算書(直近年度)	○	
	貸借対照表(直近年度)	○	
	長期借入金等負債の償還計画書 (負債等の割合が5割超の場合)	○	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙2
	経営状況報告書 (申請額等が3千万円～1億円未満の場合)	—	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙3
	事業計画書 (申請額等が1億円以上の場合)	—	リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について－別紙4
	販売業者の見積書	○	
貸付施設等のカタログ・図面	○		
受 託 団 体 等	貸付申請書の進達書	○	留意事項(通常リース)－様式例4
	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表	○	留意事項(通常リース)－様式例1－3
	指定団体長の意見書 (ミルクタンクローリーやCS施設の場合)	○	